最終更新日：2017年11月14日

カンロ株式会社
代表取締役社長　三須　和泰
問合せ先：取締役専務執行役員管理本部長　森本　憲治
証券コード：2216
http//www.kanro.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社では、経営の透明性と健全性の確保、及び効率性の向上を基本方針として、取締役会及び監査役会の強化、法令違反行為の未然防止機能強化、ディスクロージャー、株主への説明義務が重要であると考え、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。
この実現のため、当社は監査役会設置会社の形態を選択し、独立役員の要件を満たす社外取締役・社外監査役の選任により、経営監督機能を強化するとともに、執行役員制度を導入し、意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2－4　株主総会における権利行使】
当社は、議決権の電子行使について、現時点では採用しておりませんが、今後の機関投資家や海外投資家の比率等を考慮しながら検討してまいります。また、招集通知の英訳については、現時点においての海外投資家等の比率が低い水準に留まっているため、招集通知の英訳は行っておりませんが、今後の海外投資家等の比率を考慮しながら検討してまいります。

【補充原則4－1－3　取締役会の役割・責務（1）】
取締役会において、社外取締役・社外監査役の意見も取り入れて後継者像をより具体的にすることにより、適切に計画を立案してまいります。

【補充原則4－8－2　独立社外取締役の有効な活用】
当社では、取締役会事務局が独立社外取締役2名と経営陣との連絡・調整を実施している他、監査役又は監査役会との連携に関する体制整備が図られているため、「筆頭独立社外取締役」の設置は不要であると考えております。

【補充原則4－10－1　任意の仕組みの活用】
当社では、本年3月開催の定時株主総会にて独立社外取締役を2名選任しております。その独立社外取締役2名は、企業経営の経験者としての専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。取締役の指名・報酬などの検討にあたり、現在は独立社外取締役の関与・助言を得るための特別な手続きを経ておりませんが、今後はより透明性・公正性を確保できるよう、独立社外取締役を含め、適切な関与・助言を得るための手続を導入することを検討してまいります。

【補充原則4－11－3　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社では、現在取締役会全体の実効性についての分析・評価は実施しておりません。企業価値の向上をもたらす意思決定に寄与する議論等ができているか、社外取締役においては、独立した立場から経営陣に対する監督責任を果たすための提言等ができているかといった観点を中心に、取締役会全体の分析・評価を行うべくその手法を含めて検討を開始いたしました。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
・政策保有に関する考え方
当社は、事業上の関係強化、財務活動の円滑化、及び安定的取引関係の維持強化の方針に沿って保有することとしており、毎年、取締役会においてその合理性を確認することとしております。
・政策保有株式に係る議決権行使の考え方
当社は、投資先企業に対する議決権の行使にあたっては、当該企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する点と、当社との取引関係を踏まえたうえで、議案に対する賛否を判断いたします。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社が当社役員等と取引を行う場合には、法令及び取締役会規則等に基づき、当該取引につき、取締役会の承認を要することとしております。また、主要株主との取引については、会社及び株主共同利益を害することのないように、個別の協議を踏まえ、一般の取引先との間の取引と同様の方針により決定しております。

【原則3－1　情報開示の充実】
(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
a．経営理念
当社は「創意工夫」「信義誠実」「百万一心」の企業理念のもと、「糖を基盤とした事業を通じて人々の健やかな生活に貢献する」ことを使命としております。
この理念は創業からの意思を引継いだ上で、今後の成長拡大に向けて当社が事業を展開する上での拠り所としております。
創意工夫：自ら考え、新たな価値をつくり、日々前進する
信義誠実：品質を高め、価値を高め、信用を高める
百万一心：力を合わせ、心を合わせ、ともに歩む
b．経営戦略・経営計画
当社は、成長戦略をより確実なものとするため、2017年から2021年までの5年間を対象とした中期経営計画「NewKANRO2021」を新たに策定しております。「NewKANRO2021」では、キャンディNo.1企業を目指す姿とし、「売上拡大戦略」と「経営基盤の強化」の両輪の施策を推進し、さらなる成

長に向けた施策を着実に実施することとしております。
中期経営計画の詳細については、当社ウェブサイトにて開示しております。

(2)コーポレート･ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社では、経営の透明性と健全性の確保、及び経営の効率性の向上を基本方針として、取締役会及び監査役会の強化、法令違反行為の未然防止機能強化、ディスクロージャー、株主への説明義務が重要であると考え、コーポレート･ガバナンスの充実に取り組んでおります。この実現のため、当社は監査役会設置会社の形態を選択し、独立役員の要件を満たす社外取締役･社外監査役の選任により、経営監督機能を強化するとともに、執行役員制度を導入し、意思決定や業務執行の迅速化･効率化を図っております。

(3)取締役会が経営陣幹部･取締役の報酬を決定するに当っての方針と手続
取締役の報酬は、株主総会の決議により、取締役全員の報酬総額の最高限度額を決定しており、株主の監視が機能する仕組みになっております。各取締役の報酬の金額については、会社業績、各取締役の職務の内容及び業績貢献度合等を総合的に判断し、「役員報酬規程」に基づき、取締役会の委任を受けた代表取締役が決定しております。また、各監査役の報酬額は、株主総会の決議により決定された監査役全員の報酬総額の最高限度額の範囲で、監査役の協議によって決定しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役･監査役候補の指名を行うに当っての方針と手続
当社では、経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名にあたっては、豊富な職務経験に基づく見識や法令及び企業倫理を遵守できる事を十分考慮のうえ、株主からの委任に応え職責を全うできうる適任者を選定する方針であります。また、監査役候補者の指名にあたっては、豊富な職務経験に基づく見識や法令及び企業倫理を遵守できることに加え、中立的･客観的な立場から経営の健全性確保に貢献する適任者を選定する方針であります。その手続としては、常勤役員会において適性等についての検討及び答申を行い、取締役会において決定を行います。また、監査役については監査役会の同意を得て指名しております。

【補充原則４－１－１　取締役会の役割･責務(1)】
当社は、取締役会･常勤役員会付議事項の他、稟議等で意思決定すべき事項については、重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議･報告基準を定め、取締役会の決議事項以外の内容については、常勤役員会に委任しております。また、業務執行責任者及び社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しております。

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
当社では、東京証券取引所の定める独立性の基準を満たす独立社外取締役を2名選任しており、取締役会において独立取締役としての客観的な立場での意見を踏まえた議論を可能としております。独立社外取締役2名の選任により、社外取締役1名とあわせ、全取締役7名のうち、社外取締役は3名体制としております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて、独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則４－１１－１　取締役会･監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役会は、事業に伴う知識、経験、能力のバランスに配慮しつつ、営業･マーケティング／研究･製造の各分野の豊富な経験を有する社外取締役を加え、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としております。当社の経営理念、経営戦略をもとに、取締役の選任については、その経験、見識、専門性などを総合的に評価･判断して選定しております。

【補充原則４－１１－２　取締役会･監査役会の実効性確保のための前提条件】
社外取締役及び社外監査役をはじめ、取締役及び監査役は、その役割･責務を果たすために必要となる時間･労力を取締役及び監査の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に努めております。なお、兼職の状況については、招集通知等で開示しております。

【補充原則４－１４－２　取締役･監査役のトレーニング】
当社では、取締役就任前に、戦略策定や意思決定の質的向上を図るために、外部機関による経営スキルの取得を目的とした研修を実施しております。また、監査役においても、各種セミナーへの出席を積極的に行っております。なお、社外取締役･社外監査役の就任時に、当社の事業･財務･組織を含めた概況に関する情報提供や、必要に応じて工場見学や重要な会議への参加等を実施しております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
･当社では、主要株主への決算説明を管理本部長が実施しております。
･当社では、IR活動は経営企画部が行っており、必要な情報を他部門より収集･とりまとめを行っております。また、数値面については、経理部が主体となる等役割分担を明確にし、経営企画部と密接に連携をとりながら、資料作成に当たっております。
･当社のIR活動としては、当社ウェブサイトでの企画･運営を行うと共に、定期的な取材の対応や、投資家からの問合せへの都度の対応等を実施しております。
･主要株主への説明において把握された株主の意見等は、取締役会や常勤役員会等で都度フィードバックしております。
･当社では、「内部情報管理及び内部者取引規制に関する規則」を制定し、役職員に対する研修を実施、今後も継続する予定です。また、主要株主への決算説明の際には、当社の持続的な成長、中長期における企業価値の向上に関わる事項を説明の主軸とすることにより、インサイダー情報の管理には細心の注意を払っております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	5,317,020	27.77
カンロ共栄会	1,140,000	5.95
株式会社榎本武平商店	1,127,000	5.88
株式会社三井住友銀行	865,000	4.51
株式会社みずほ銀行	860,280	4.49

三井住友信託銀行株式会社	808,000	4.22
東京海上日動火災保険株式会社	605,000	3.16
MSIP CLIENT SECURITIES	560,000	2.92
株式会社山口銀行	400,000	2.08
宮本眞也	220,138	1.14

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12 月
業種	食料品
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
古本　結子	他の会社の出身者											
光田　博充	他の会社の出身者											
吉田　孝信	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古本　結子		―――	三菱商事株式会社における豊富なビジネス経験を通じて幅広い見識を有しており、当社の経営に活かすことができる。
光田　博充	○	―――	食品業界における研究・製造分野の豊富な経験を通じて幅広い見識を有しており、当社の経営に活かすことができる。
吉田　孝信	○	―――	ダノンジャパン株式会社等の営業担当副社長を歴任しており、営業及びマーケティング分野における豊富なビジネス経験を当社の経営に活かすことができる。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は定期的に会計監査人から会計監査の方法及び監査結果についての報告を受け、緊密な連携と意見の交換を行っております。また監査室と連携を保ち、監査結果の報告を求め、必要に応じてこれを活用しております。監査室は内部統制の観点より定期的に会計監査人と緊密な連携と意見の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
菱田　州男	他の会社の出身者													
西村　光治	弁護士													
熊野　滋	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菱田　州男		―――	三菱商事株式会社における豊富なビジネス経験を通じて幅広い見識を有しており、独立した立場で監査を実行できる。
西村　光治	○	―――	弁護士として長年培われた法律知識・経験等に基づき、独立した立場で監査を実行できる。
熊野　滋		―――	三菱商事株式会社における豊富なビジネス経験を通じて幅広い見識を有しており、独立した立場で監査を実行できる。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

役員賞与につきましては、業績を勘案して実施しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。
取締役　8名　　114,400千円 (うち社外取締役3名 6,100千円)
監査役　4名　　24,210千円 (うち社外監査役4名　24,210千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬の金額については、会社業績、各役員の職務の内容及び業績貢献度合い等を総合的に判断し、決定しております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役に対する情報の伝達等につきましては、総務部が窓口として対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社では、経営の透明性と健全性の確保、及び経営の効率性の向上を基本方針として、取締役会及び監査役会の機能強化、法令違反行為の未然防止機能強化、ディスクロージャー、株主への説明義務が重要であると考えて、コーポレート・ガバナンスの充実に取組んでおります。
当社の取締役会は、取締役7名 (内、社外取締役3名) で構成し、法令及び定款で定められた事項及び経営に関する重要事項につき、十分に審議した上で意思決定を行っております。日常の職務執行に関しては、常勤取締役を中心に構成される常勤役員会を定期的に開催して意思疎通を図りながら、規程に定められた審議事項や業務報告に対して慎重かつ迅速な意思決定を行い、経営の進捗及び業務執行の適正性を管理監督しております。
また、当社は執行役員制度を導入しており、取締役会の決議によって選任された執行役員8名が、各本部間の情報及び業務計画や施策等の立案・進捗管理を共有化し、迅速な業務執行を図っております。
当社の監査役会は、監査役4名 (内、社外監査役3名) で構成しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、継続的な企業価値の向上を実現し、また、株主価値の観点から経営を監査する仕組みを確保する目的で、監査役設置会社を採用しております。
社外取締役は、議案審議について豊富なビジネス経験等を通じて培った幅広い見識から独立的な立場で当社の経営に資する必要な発言を適宜行っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の招集通知を法定期日より3営業日前に発送しております。
その他	招集通知の発送に先立って、当社ホームページに招集通知を掲載しております。また株主総会において、プロジェクターを使用して報告事項にグラフや写真を取り入れて、分かり易く説明するように工夫しております。会場外にはCSR活動等のパネル及び当社製品の試食コーナーを設営して親しみある株主総会の活性化に努めております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IRニュース、株価情報、決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、過去5期分の財務指標、株主総会招集通知等を掲載。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部が担当部門となりIR活動を行っております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動憲章にステークホルダーの立場の尊重を規定しており、これを遵守するように周知を図っております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	企業行動憲章及び企業行動基準に環境保全への配慮を規定すると共に、全工場でISO14001の認証を取得しており環境保全活動に継続的に取組んでおります。当社のCSRに関する考え方や取組みについて、ステークホルダーの皆様に分りやすく報告するために「CSRレポート」を作成しホームページに掲載しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．内部統制システム構築に関する基本的な考え方

当社は、その事業活動において「法令遵守」の下、その事業目的を達成するために「有効且つ効率的に」業務を遂行し、その結果を正しく「財務情報」に反映させることが重要と認識しております。そのためには組織全般及び各事業部門の職務執行過程において抱えるリスクを正しく認識し、そのリスクをコントロールする手続を確立すると同時に、その有効性を監視し、必要に応じては是正措置をとることができるように内部統制システムの構築に取組んでおります。

なお、取締役会において、会社法に基づき「内部統制システムの基本方針」を決議しております。

2．内部統制システムの整備状況

a. 全役職員の行動規範として「企業行動憲章」及び「企業行動基準」を定め、その周知徹底を図り、遵法の精神に則り業務運営に当たっております。

b. コンプライアンスの推進については、「コンプライアンス組織・運営規程」に則り、「内部通報基準」の制定、社内外の通報窓口設置、コンプライアンス委員会の設置等により法令遵守活動を遂行しております。

c. 取締役会は、法令及び定款で定められた事項及び経営に関する重要事項につき、十分に審議した上で意思決定を行う一方、職務執行する取締役からはその執行状況に関わる報告等を求めて経営方針の進捗状況を把握し、職務執行の適正性を管理監督しております。

d. 監査役は、取締役会及び常勤役員会のほか、重要な意思決定の過程及び職務執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、取締役及び使用人の職務執行状況等に関して意見の陳述や報告を行い、必要に応じて助言・勧告、場合によっては適切な処置を講じております。

e. 監査役会は、会計監査人より取締役及び使用人の職務執行に関する不正行為又は法令及び定款に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合、監査役が協議して必要な調査を行い、助言又は勧告等の必要な処置を講じております。

f. 内部監査部門として監査室を社長直轄組織として設置し、定期監査と共に必要に応じて臨時監査を実施して日常の職務執行状況を把握し、その改善を図っております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力及び団体に対しては一切関係を持たず、不当要求や妨害については毅然とした態度で会社として組織的に対応することとしております。

「企業行動基準」に反社会的勢力との絶縁に関する行動基準を定め、日頃より総務部を担当窓口として警察等の外部機関と連携して反社会的勢力による不当要求に備えております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制としては、情報管理責任者が開示体制の中心となり、取締役会及び常勤役員会での決定事実については情報取扱責任者が直接報告を受け、本社、工場等の各事業所での発生事実については管理本部が窓口となり情報を集約し情報取扱責任者に報告を行い、決算情報については管理本部にて作成された決算開示書類が決算期日までに情報管理責任者に報告されます。
　それらの情報について情報取扱責任者が適時開示の適法性等の分析･判断を行い取締役社長に報告し、取締役社長の指示により情報取扱責任者が東証TDnetにて情報開示を行い、またTDnetに開示されたと同じ情報が、当社のホームページにも直ちに掲載されます。

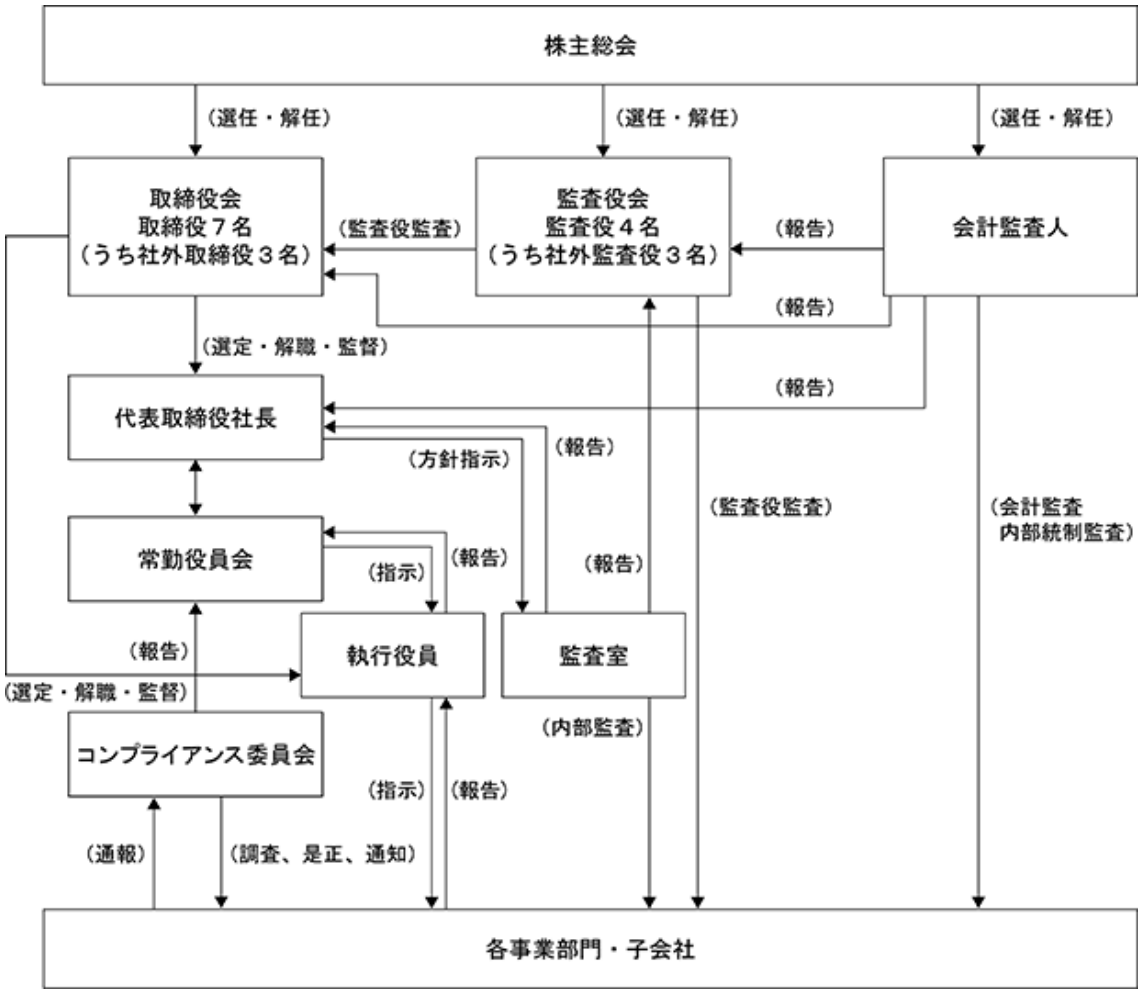

適時開示体制の概要

適時開示が求められる会社情報が発生した場合には、下記社内体制による報告・決定に基づき速やかに情報開示しております。

